

○紫波町エコ・ショップ推進事業実施要綱

平成16年1月29日告示第7号

改正

平成18年5月9日告示第135号

平成22年3月29日告示第38号

紫波町エコ・ショップ推進事業実施要綱

紫波町エコ・ショップ推進事業実施要綱を次のとおり定め、平成16年2月1日から施行する。

(目的)

第1 この要綱は、町内においてごみ減量化、リサイクル活動及び環境に配慮した営業活動に積極的に取り組む小売店等をエコ・ショップしわとして認定し、広く町民にPRすることにより、町民と事業者の連携のもと、廃棄物の発生抑制及び循環利用を促進することを目的とする。

(認定対象店舗)

第2 エコ・ショップしわとして認定する小売店等は、町内に店舗を有する小売店、飲食店で、小売店にあつては別表1、飲食店にあつては別表2に掲げる要件のうち5項目以上実施しているものとする。

(認定申込み)

第3 エコ・ショップの認定を受けようとする小売店等は、エコ・ショップしわ認定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を店舗ごとに町長に提出しなければならない。

(審査)

第4 町長は、第3の規定による申込みがあつた場合は、その内容についての審査を紫波町ごみ減量女性会議に依頼するものとする。

2 紫波町ごみ減量女性会議は、第2に規定する要件について現地調査の上審査し、その結果を町長に報告するものとする。

(認定)

第5 町長は、第4第2項の規定による報告に基づき認定の可否を決定するものとし、認定した場合はエコ・ショップしわ認定証及び認定ステッカーを交付するものとする。

2 認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(エコ・ショップしわシンボルマークの利用)

第6 エコ・ショップしわの認定を受けた小売店等（以下「エコ・ショップしわ認定店」という。）は、そのシンボルマークを利用した広告を行うことができる。

(取組み内容)

第7 エコ・ショップしわ認定店は、第2に掲げる取組みのうち、当該認定に係る取組み以外についても積極的に取り組むよう努めなければならない。

(認定内容の変更)

第8 エコ・ショップしわ認定店は、店舗名等に変更があった場合は、速やかにエコ・ショップしわ認定内容変更届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第9 認定の更新をしようとするエコ・ショップしわ認定店は、有効期間の満了日の30日前までに、エコ・ショップしわ認定更新申込書(様式第3号)に、既に交付を受けているエコ・ショップしわ認定証を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による更新の申込みがあった場合の更新の認定については、第4及び第5の規定を準用する。

3 第6から第8まで並びに第10及び第11の規定は、前項の規定により認定の更新を受けた場合について準用するものとする。

(取組実施の要請及び認定取消し)

第10 町長は、エコ・ショップしわ認定店について、申込書に記載した取組事項の実施状況の調査を、紫波町ごみ減量女性会議に依頼することがある。

2 町長は、実施状況の調査を行う場合は、事前にその日時を、当該エコ・ショップしわ認定店に通知するものとする。

3 紫波町ごみ減量女性会議は、第1項の依頼を受けた場合は、当該エコ・ショップしわ認定店を調査し、その結果を町長に報告するものとする。

4 町長は、前項の報告の結果、第2に規定する要件に該当しないと認められる場合は、当該エコ・ショップしわ認定店に対し、取組の実施を要請することがある。

5 町長は、前項の要請に応じないエコ・ショップしわ認定店に対して、認定の取消しを行うことがある。

(認定の辞退)

第11 エコ・ショップしわの認定の辞退を希望するエコ・ショップしわ認定店は、エコ・ショップしわ認定辞退届出書(様式第4号)にエコ・ショップしわ認定証及びエコ・ショップしわ認定ステッカーを添えて、町長に提出しなければならない。

(エコビークーポン券の商品交換店に係る認定)

第12 紫波町エコビークーポン券の交付に関する規則（平成22年紫波町規則第4号）第13条の規定により別に定めるところにより受ける認定は、第5に規定する認定とする。

前 文（抄）（平成18年5月9日告示第135号）

平成18年5月10日から施行する。

前 文（抄）（平成22年3月29日告示第38号）

平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

小売店

分類	要件	取組例
ごみの減量化	レジ袋配布の削減	ポイント制、レジ袋有料化、買物かごのレンタル等
	包装の簡素化等	包装の簡素化、食品トレイの削減、わりばし・ストロー等の削減呼びかけ等
	詰め替え商品の販売	
	商品のバラ売り・量り売り	
リサイクルの推進	食品トレイの回収	
	紙パックの回収	
	その他資源の回収	ペットボトル、アルミ缶等
	生ごみの再資源化	生ごみのたい肥化等
	再生商品の販売	リサイクル製品、エコマーク商品等の販売促進
	再生製品の使用	包装資材等に再生製品を使用
	広告チラシ等に再生紙を使用	
廃棄物の発生抑制	店舗からの廃棄物の発生抑制	廃棄物の再資源化、生ごみの減量等
	店舗から発生する廃棄物の分別リサイクル	ダンボール、古紙のリサイクル
	その他ごみの排出抑制への	I S O14001、I E Sの取得等

	取組	
3 Rの普及	消費者への3 Rの呼びかけ	店内包装、ポスター等の掲示など
その他	その他ごみの減量、リサイクルの推進	ガレージセールへの場所提供、フリーマーケットの企画実施等
	環境に関する社員教育の実施	
	クリーンエネルギー・省エネルギー設備の導入	太陽光発電、ペレットストーブ、ペレットボイラー、LED蛍光灯等の設備導入

別表第2 (第2関係)

飲食店

分類	要件	取組例
ごみの減量化	食べ残しの削減	食べ残し削減の啓発、持ち帰りの奨励等
	わりばし使用の削減	
	使い捨て容器、使い捨ておしぼりの使用削減	
リサイクルの推進	生ごみの再資源化	生ごみのたい肥化等
	廃食用油リサイクル	
	再生製品の使用	食器等にリサイクル製品等を使用
	広告チラシ等に再生紙を使用	
廃棄物の発生抑制	店舗からの廃棄物の発生抑制	廃棄物の再資源化、生ごみの減量等
	店舗から発生する廃棄物の分別リサイクル	生ごみのたい肥化、ダンボールや古紙のリサイクル
	その他ごみの排出抑制への取組	ISO14001、IESの取得等
その他	その他ごみの減量、リサイクルの推進	

	環境に関する社員教育の実施	
	地産地消の推進	町産食材、県産食材の使用
	クリーンエネルギー・省エネルギー設備の導入	太陽光発電、ペレットストーブ、ペレットボイラー、LED蛍光灯等の設備導入

様式第1号（第3関係）

様式第2号（第8関係）

様式第3号（第9関係）

様式第4号（第11関係）